



警察庁丁運発第218号
平成28年11月16日

一般社団法人 日本神経学会
代表理事 高橋 良輔 殿

警察庁交通局運転免許課長
郷 治 知 道



認知症に係る診断書提出命令制度の円滑な運用のための御協力をお願いについて

晩秋の候、貴台におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
また、貴会におかれましては、運転免許取得時における病状の診断等、平素から格別の御理解、御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）が平成27年6月17日に公布され、75歳以上の運転者の認知機能の現状を適時適切に把握するため、認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると認められた方は、交通違反の状況にかかわらず、臨時適性検査又は診断書提出命令の対象とされるとともに、提出される診断書の要件が定められ、来年3月12日から施行されることとなり、現在、警察において、その円滑な実施のための準備を進めているところです。

警察では、平成27年度に調査研究を実施し、診断書提出命令の運用について、診断の精度を高めるための方策を検討した結果、主治医の記載する診断書のモデル様式及び診断書記載ガイドラインについて、別添1及び別添2のとおり改正することとしています。

つきましては、交通の安全を図り、対象となる高齢運転者及びその介護者等の利便に配慮しつつ、臨時適性検査又は診断書提出命令を円滑に運用するため、次の点につき、貴会を通じて貴会会員の方々に御協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 改正された診断書様式の周知

平成29年3月12日以降、認知症を理由とする診断書提出命令に係る主治医の診断書を提出する場合には、別添1の診断書の作成を依頼することとなりますので、御対応に際しまして、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

2 臨時適性検査等の実施の協力

今回の法改正の実施に伴い、臨時適性検査又は診断書提出命令の対象となる方が、全国で4～5万人になると予測されます。認知症を理由とする診断書提出命令を円滑に実施するため、貴会会員の皆様方の御協力が不可欠であり、この点について、貴会の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

(参考)

- ・ 本件診断書様式については、別添2の診断書記載ガイドラインの内容に応じた必要事項を記載していただければ、当該様式を用いる必要はありません。また、様式を変更していただくことも可能です。
- ・ なお、臨時適性検査は専門の医師の診断により行われ、また、診断書提出命令に係る診断は専門の医師又は認知症に係る主治の医師により行われますが、免許の取消し等は公安委員会において判断いたします。公安委員会が判断するに際し、主治医の診断書により判断できない場合には、再度、専門医の診断を実施することとなる場合がありますので何とぞ御理解願います。